

新・総合特別事業計画（抄）

当資料では、2016年3月に変更認定を受けた新・総合特別事業計画から変更があった項目のみを記載し、変更箇所を赤字とした。

2014年1月15日（認定）

2014年8月8日（変更認定）

2015年4月15日（変更認定）

2015年7月28日（変更認定）

2016年3月31日（変更認定）

2017年1月31日（変更認定）

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

東京電力ホールディングス株式会社

<目次>

目次中の赤字は変更があった項目

1. 新・総合特別事業計画	3
(1) 今回の改訂の趣旨	3
(2) 新・総合特別事業計画（2014年1月）策定の趣旨	3
(3) 総合特別事業計画（2012年5月）	3
(4) 総合特別事業計画策定後の事業環境の変化	3
(5) 国と東電の役割分担の明確化	3
(6) 福島復興のための国の全体方針	3
(7) 新・総合特別事業計画の枠組み	3
(付表) 新・総合特別事業計画における取組	
2. 責任と競争に関する経営評価	3
(1) 「責任と競争に関する経営評価」の進め方・枠組み	3
(2) 「責任と競争に関する経営評価」の項目・基準	3
3. 原子力損害の賠償と復興の加速化	5
(1) 賠償の取組と今後の対応	5
(2) 福島復興への取組と今後の対応	7
4. 事故炉の安定収束・廃炉の中長期戦略と原子力安全	7
(1) 福島第一原子力発電所の廃炉等の実施の状況等	7
(2) 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた体制強化	7
(3) 原子力安全の確保	7
5. 東電の事業運営に関する計画	7
(1) 事業運営の基本方針／事業の円滑な運営の確保のための方策	7
(2) HDの経営戦略	7
(3) フュエル&パワー・カンパニー（燃料・火力）の成長戦略	7

(4) パワーグリッド・カンパニー（送配電）の中立化・投資戦略	7
(5) カスタマーサービス・カンパニー（小売）の成長戦略	7
6. 資産及び収支の状況に係る評価	7
(1) 需給と収支の見通し	7
(2) 資産と収支の状況に係る評価	7
7. 経営責任の明確化のための方策・関係者に対する協力の要請	7
(1) 経営責任の明確化のための方策	7
(2) 金融機関及び株主への協力の要請	7
8. 資金援助の内容	8
(1) 東電に対する資金援助の内容及び額	8
(2) 交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源	9
9. 機構の財務状況	9

1. 新・総合特別事業計画¹

(1) 今回の改訂の趣旨

新・総合特別事業計画の改訂に当たって(2015年7月)

東京電力株式会社（2016年4月1日付で「東京電力ホールディングス株式会社」へ商号変更。以下、「東電」という。）の原点は、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「福島原子力事故」という。）の「責任」とお客さまへの「責任」を果たすために国民から会社の存続を許されたことにある。福島原子力事故後、全社員がこの原点に常に立ち返り、それぞれの仕事に全力で邁進してきた。

新・総合特別事業計画（2014年1月に策定。以下、「新・総特」という。）では、「責任と競争」の両立という大方針を掲げ、福島原子力事故の「責任」を果たすための様々な取組と、「競争」の中で「責任」を担うに足る経営基盤（資金、技術、人材）を保持するための種々の方策を示した。しかしながら、新・総特の策定後、1年半が経過し、「責任」と「競争」の双方に状況の変化が生じている。今般、新・総特を改訂し、「責任」と「競争」を両立すべく、双方について「同時並行」で取組を強化していくこととする。

<略>

2. 責任と競争に関する経営評価

<略>

¹ 特別事業計画は、2014年1月に原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第46条第1項に基づく認定を受けた。その後、2014年8月、2015年4月、2015年7月及び2016年3月に同法第41条第2項第2号（要賠償額の見通し及び損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策）等に係る内容の変更について認定を受けた。また、2017年1月にも損害賠償に万全を期すため、同法第41条第2項第2号等に係る内容変更について主務大臣への認定を申請するが、今回の申請では内容変更しない事項については、経営環境の変化等を踏まえて精査する必要があるため、当面は現行の記載内容に沿った取組を進めることとし、適切な時期に改めて所要の変更について検討するものとする。

各論

3. 原子力損害の賠償と復興の加速化

<略>

(1) 賠償の取組と今後の対応

① 原子力損害の状況

<略>

② 「3つの誓い」に基づく方策

<略>

③ 閣議決定等を受けた今後の取組

<略>

④ 要賠償額の見直し

i) 賠償の見積もりの前提となる状況の変化

東電は、2016年3月に変更認定を受けた新・総特において、作成時点で可能な範囲で合理性をもって確実に見込まれる賠償見積額を7兆6,585億1,300万円に見直した。しかしながら、2017年1月以降の農林業に係る新たな賠償の実施や、出荷制限や風評被害等見積額の算定期間を延ばしたことに加え、除染等費用の一部について、先例の積み重ねにより一定の予見可能性が生じてきたこと等を踏まえ、賠償見積額を見直す必要が生じている。

ii) 賠償見積額

これらを踏まえ、賠償見積額を見直した結果、要賠償額の見通しは8兆3,664億500万円となった。

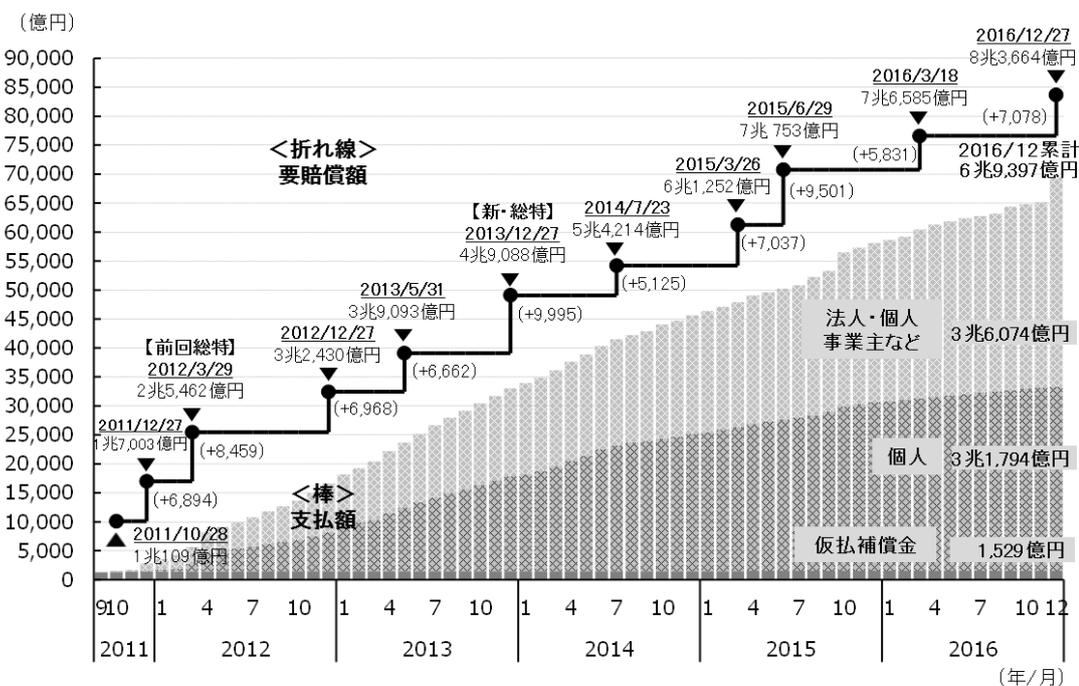
なお、実際の賠償支払の実績を踏まえて賠償額を算定していくことが必要な項目等について、今後時間の経過とともに要賠償額が更に増加せざるを得ないような場合には、今後とも賠償の支払に支障が生じることのないよう、所要の資金援助を求めていく。

【項目別賠償額】

	要賠償額 (今回変更計画)	賠償合意実績* (2016年12月末現在)
I. 個人の方に係る項目	21,374億円	19,231億円
検査費用等	3,331億円	2,522億円
精神的損害	11,487億円	10,519億円
自主的避難等	3,681億円	3,627億円
就労不能損害	2,874億円	2,561億円
II. 法人・個人事業主の方に係る項目	27,879億円	25,573億円
営業損害、出荷制限指示等による損害及び風評被害	21,613億円	20,889億円
一括賠償（営業損害、風評被害等）	3,150億円	1,578億円
間接損害等その他	3,115億円	3,105億円
III. 共通・その他	18,099億円	15,407億円
財物価値の喪失又は減少等	13,317億円	12,476億円
住居確保損害	4,532億円	2,680億円
福島県民健康管理基金	250億円	250億円
IV. 除染等*	16,309億円	9,168億円
合計	83,664億円	69,379億円

※閣議決定及び放射性物質汚染対処特措法に基づくもの。
注) 振込手続き中等の未払い分を含むため、支払額とは一致しない。

【賠償支払額及び要賠償額の推移】



(2) 福島復興への取組と今後の対応

<略>

4. 事故炉の安定収束・廃炉の中長期的戦略と原子力安全

<略>

5. 東電の事業運営に関する計画

<略>

6. 資産及び収支の状況に係る評価に関する事項

<略>

7. 経営責任の明確化のための方策・関係者に対する協力の要請

<略>

8. 資金援助の内容

(1) 東電に対する資金援助の内容及び額

機構は、東電による賠償金の速やかな支払いを確保するため、2016年3月に認定された新・総特において要賠償額の見通し7兆6,585億1,300万円から、原子力損害の賠償に関する法律第7条第1項に規定する賠償措置額として既に東電が受領している1,889億2,666万円²を控除した金額7兆4,695億8,633万円³を、損害賠償の履行に充てるための資金として2016年度までに交付することとしていた。しかしながら、要賠償額の見通しが8兆3,664億500万円となったため、機構は東電に対し、当該要賠償額から1,889億2,666万円を控除した8兆1,774億7,833万円⁴を損害賠償の履行に充てるための資金として交付する。なお、交付の時期については、既に機構が交付した6兆8,518億円を控除した金額を、2016年度及び2017年度までに交付することとする。

² 原子力損害賠償補償契約に関する法律第2条に定める原子力損害賠償補償契約に基づき、2015年3月4日に受領した福島第二原子力発電所事故に対する賠償に係る補償金68,926,669,425円を含む。

³ 万円未満の端数は切り捨てている。

⁴ 万円未満の端数は切り捨てている。

これまでの要賠償額・資金援助額の推移

資金援助の申請年月日	要賠償額	資金援助額（累計）
2011年10月28日	1兆109億円	8,909億円
2011年12月27日	1兆7,003億円	1兆5,803億円
2012年3月29日	2兆5,462億円	2兆4,262億円
2012年12月27日	3兆2,430億円	3兆1,230億円
2013年5月31日	3兆9,093億円	3兆7,893億円
2013年12月27日	4兆9,088億円	4兆7,888億円
2014年7月23日	5兆4,214億円	5兆3,014億円
2015年3月26日	6兆1,252億円	5兆9,362億円
2015年6月29日	7兆753億円	6兆8,864億円
2016年3月18日	7兆6,585億円	7兆4,695億円
2016年12月27日（今回）	8兆3,664億円	8兆1,774億円

（２）交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源に関する事項

<略>

9. 機構の財務状況

<略>